

平成27年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 平成27年3月6日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。

本日、平成27年第1回定例会が招集されましたところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいまの出席議員数は8名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

々

これより、平成27年第1回川本町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

々

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において3番片岡議員、4番飯田議員を指名します。

々

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日6日から12日までの7日間とし、本日は諸般の報告、町長施政方針、教育長教育行政執行方針、議案の提案並びに提案理由の説明、全体審議の質疑、日程第13「議案第9号」、日程第14「議案第10号」、日程第15「議案第11号」の3議案については、本日、討論・採決までを行い、続いて予算特別委員会の設置、委員会の付託を行います。

々

本会議終了後、全員協議会を開催し、その後、議会運営委員会を開催する予定となっております。

々

また、後ほど「日程第31」において、皆さんにお諮りをし、予算特別委員会を設置する予定ですが、9日からは、予算特別委員会に付託される予算の審査、常任委員会に付託されている陳情の調査を行い12日まで開催予定としております。

々

11日は一般質問を行い、一般質問終了後引き続き、議会運営委員会を開催します。

最終日の12日は、本会議を開き、委員長報告並びに討論、そして採決を

- 議 長 予定しております。
- 々 以上、この予定（案）のとおり「決定」することに、ご異議はありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日6日から12日までの、7日間とすることに「決定」しました。
- 々 なお、一般質問の通告は、本日の午後1時までとしておりますので申し上げます。
- 々 お諮りします。
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ議長が訂正できることになっています。
これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように「決定」しました。
- 々 続きまして、日程第3「諸般の報告」を行ないます。
議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告・議員派遣の件」のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。
- 々 以上で「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4「町長施政方針」を行ないます。番外三宅町長。
- 番外 三宅町長 皆さん、おはようございます。平成27年第1回町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせで、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
また、平素は、町民の皆様をはじめ、議員の皆様には本町の活性化にご指導ご協力をいただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。
- 々 平成24年2月の就任以来3年の月日が経過し、町民の皆様にご提供いただいた、任期4年における最後の年度を迎えることとなりました。

番外
三宅町長

本年は、本町が昭和30年4月1日に合併してから、60年を迎える記念すべき節目の年であります。10月24日、土曜日に記念式典を開催することと致しました。

私自身、この意義深い年度を迎えるにあたり、これから迫り来るであろう時代の変容をしっかりと見据えて、求めるべき姿に向けスタートを切るものでなければならないと考えております。10年後に合併70年を迎えた際に、『つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせるまちづくり』の具現化が評価いただけるよう、今日まで先輩方に築いていただいた礎を大切にして、新たな決意と意欲をもって取り組んでまいります。

27年度はあらゆる面で、本町にとりまして大きな変化と飛躍につながる年になるものと確信いたしております。

々 定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、27年度の町政運営に臨む私の基本的な考え方を申し上げ、議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

々 27年度の重点項目は、何といたっても「地方創生」であります。
政府におかれては、昨年夏以降、我が国の人口減少問題に対処し、また、アベノミクスの効果が地方に波及するよう、地方創生の取り組みを本格的に進められて、そのための5ヶ年の「総合戦略」を、昨年末に決定されました。
この「総合戦略」では、次の4つの基本目標が定められております。
第一に、地方における安定した雇用を創出する。
第二に、地方への新しいひとの流れをつくる。
第三に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。
第四に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。
そして、この目標の達成のための政策が取り纏められております。

々 先の全国町村長大会における、石破地方創生大臣からの、「今までも列島改造・田園都市構想・ふるさと創生とさまざまな取り組みがあった。しかし、今度の地方創生は、もう後がないという危機感と、それに対し国と地方が一体となって取り組もうという連帯感がある。以上の点で今までの取り組みとは違う。政府はできることは最大限のことをさせていただく。どうか共にこの国を、山を、川を、そして海を、次の時代に残すために、手を携えて取り組んでいただくよう心からお願いする」との、私たち町村長の背中を力強く押し上げていただいたこのお話に、私は武者震いをして、27年度を必ずや本町の「地方創生」元年にせねば、と決意を新たにしたところでございます。

々 政府は、地方自治体にも、「地方版総合戦略」を27年度中に作成することを求められております。

番外
三宅町長

町と致しましては、町議会のご意見をよくお聞きしながら、地域の方々等との意見交換も行い、27年度の上期を目途に、町の「総合戦略」を策定し、「自分たちの町のことは自分たちの手で」という自治の原点にしっかりと軸足を置き、粉骨砕身努力してまいり所存でございます。

現在進行中の、第5次総合計画に掲げる3,300人の目標人口を軸に、各分野で様々な取り組みを進めていくこととなりますが、基本となる考え方の方向性を「交流」と「学び」とし、町のブランディングを意識して進めると共に、専門スタッフを配置するなど、移住・定住を呼び込む総合窓口機能を強化してまいります。

また、この動きを進めていく上では、町民の皆様との協働と共に、本町の応援大使や東京・関西・広島川本会の皆様をはじめとする出身者、ふるさと納税をしてくださった方々共々、人・物・文化を内外に情報発信していくことが、極めて重要となってくると考えております。

々

昨年来、国の農業政策が大きく転換しようとしている中、米価が著しく下落し、生産農家にとりましては、生産意欲の低下も危惧されるところであります。

このため、町民の皆様の健康面からも「身土不二」にこだわり、認定農業者や農業法人が町内の消費者へ販売する場合に支援するなど、地域内経済循環や地産地消を促す、独自の施策を新たに展開してまいります。

々

2月11日には、県立大学の主催により「川本町の保健医療福祉の取り組みと人材育成」というテーマでタウンミーティングが開催されました。

本町では、加藤病院を中核として、福祉会や社会福祉協議会と緊密に連携して、地域包括ケアを進めております。あらゆる分野で一人一人の存在感が大きく、お互いに顔が見える関係にあることを大きな強みとしつつ、支援を必要とする方の個性を認め合い、共に生きる社会、共生社会を実現することが、何よりも大切であります。

ここに、私の考えの根底に、「一人は万人の為に、万人は一人の為に」という協同・相互扶助の精神があるということ、あらためて表明させていただきながら、今後も、人と人との絆を強め、安心して暮らせるまちづくりに邁進してまいります。

々

役場庁舎の移転につきましては、27年度に入りますと、県から敷地を含めて川本合同庁舎別館を取得した上で改修し、12月までには移転を終え、28年1月4日からは、新しい庁舎で全ての業務を開始する事としております。

町民の皆様には、移転準備等により不便をお掛けしないように致しますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

番外
三宅町長

昨夏、人事院から、地域間・世代間の配分の見直しを基本的な考え方とした、給与制度の総合的見直しについて勧告があり、県の人事委員会からもこれに準じた勧告がありました。

地方公務員法にも規定され、就任以来、私自身強く意識しておりました、地域の民間水準を考慮されたものであることから、この勧告に準拠し、平成27年4月から、職員給与の水準を平均2%引下げる事と致しました。

々 今年、5年ごとに行われる国勢調査の年にあたり、10月1日を基準日に全国一斉に調査が行われます。

我が国が直面している重要課題に対する施策立案に不可欠で、また、今後5年間の地方交付税交付金額の、算定の基礎となる重要な調査となりますので、万全を期して実施いたします。

々 27年度は、厳しい財政環境ではありますが、若者の定住対策、子育て支援や教育、生活環境の整備、安全・安心、産業の振興等、喫緊の課題に対し、迅速かつ適切に対応することを念頭において、予算を編成したところであります。

々 27年度一般会計の当初予算は、54億9,011万1千円となり、前年度と比較すると、17億5,851万1千円の増、率にすると47.1%の増となり、11年度以来の50億円を超える大型予算となっております。

主な要因は、役場庁舎移転・防災行政無線のデジタル化・悠邑ふるさと会館の大規模改修・住まいづくり応援事業、等を予算化したことによるものであります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療、住宅新築資金等貸付事業、簡易水道事業及び農業集落排水処理事業の特別会計の総額は、10億6,460万3千円で、対前年度比2,688万5千円、2.5%の増となっております。

々 それでは、第5次総合計画に基づき、主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々 まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、「農業政策について」申し上げます。

国は、26年度から農業・農村政策の抱える課題解決のために4つの改革を進めています。

本町においても、27年度から始まる第4期中山間地域等直接支払制度に16協定、農地維持支払制度に13協定、資源向上支払制度に14協定を予定しております。

番外
三宅町長

農地中間管理機構や農地流動化の促進などの業務は、町農業公社が専任でこれにあたっており、就農を目指す担い手の人材育成等にも取り組んでいるところであります。

また、27年3月1日付けで、県内のJAが統合し1県1JAとして島根県農業協同組合が誕生し、新たな歩みを始めました。スケールメリットを生かしながら、従来からのきめ細やかな対応を期待すると共に、国の掲げる農政改革や逼迫している農業に全県で取り組み、農業生産者の所得向上に取り組んでいただきたいと願っており、本町も連携を図りながら支援してまいります。

々に、「6次産業化と産地育成について」申し上げます。

本町でエゴマの栽培が始まって、昨年で10年が経過いたしました。26年末には、関東地方で放送されたテレビ番組で、優れた機能性を中心に、特に「川本のエゴマ」として取り上げられ、大きな反響があったところから、その可能性を改めて認識したところであります。

収量の増加に向けて、まだまだ改善の余地があることから、27年度は、広く、そして多くの方々による栽培を促進するため、少ない面積で新規に始められる方への苗の無料配布や、面積拡大を促すための加算措置の創設を予定しており、将来的には作付面積が、30ヘクタールまで広がるよう取り組んでまいります。

一方、収穫時のロス削減のため、生産者の工夫による効果的な方法や、道具などを広く共有するための支援策を講じることとしております。

また、引き続き、島根大学・県立大学等と連携しながら、商品開発と販路の拡大にも努めてまいります。

々に、「生産基盤強化支援について」申し上げます。

増加傾向にあります耕作放棄地を少しでも復活し農業基盤を維持するために、国の制度を活用して、再生利用しようとする方への支援を行います。

同じく国の制度を活用して、新たに、園芸作物振興のための農業用ハウス建設への助成制度を創設します。なお、26年度の雪害による被害を受けたハウスへの農業災害復旧事業についても、継続して行う事としております。

々に、「飼料米生産拠点支援について」申し上げます。

国の改革により、主食用米から飼料米への転換が進められており、旧JA島根おおち管内においても、主食用米と同品種の「きぬむすめ」による、飼料米の生産を推進する事となりました。

しかしながら、現在この管内には、ントリーが無く遠方へ運ぶ必要があることから、この度、石見ライスセンターの貯留瓶機能を活用して、飼料米生産の体制を整えることとなり、郡内各町並びに江津市が、施設整備費用の一部を助成する事としております。

番外

三宅町長

次に、「農業の担い手支援について」申し上げます。

農業に関心を持ち本町での就農について興味を抱く、都市部の方からの問い合わせが、徐々に増えてきております。

定住就農に結び付くには、未だ課題が多い状況ではありますが、地域おこし協力隊を積極的に活用すると共に、国や県の支援制度により、今後は町農業公社が主体となって、受け入れと人材育成の体制の充実を図ってまいります。

また、農地保持の視点からも、水稻中心の担い手への対策が不可欠となっております。このため、経営所得対策の減額分、並びに米価下落の差額分などの激変緩和を狙い、町内での米の消費拡大については地産地消も意図しながら、認定農業者や農業法人が町内の消費者へ販売する場合に、1袋あたり500円助成したいと考えております。

々

次に、「畜産の振興について」申し上げます。

このところ子牛価格は高値を維持しておりますが、飼料価格は高騰下にあり、畜産経営は不安定な状況にあります。このため、繁殖雌牛更新促進助成や、人工授精補助等の支援を継続してまいります。

々

次に、「有害鳥獣対策について」申し上げます。

27年度から、防護柵等設置の要件を緩和し、一般家庭の菜園も補助の対象とする事と致しました。これにより、有害鳥獣の餌場が排除される事を期待しております。

また、引き続いての有害鳥獣駆除班への支援により、積極的な駆除が実施されるよう期待しております。

々

次に、「林業の振興について」申し上げます。

27年度も引き続き、利用適期を迎えた森林等の一層の高付加価値化促進のために、町行造林を中心に間伐や枝打ちなどに取り組んでまいります。

また、木質バイオマスエネルギーの積極的な活用に向け、林地残材等搬出事業を継続し、山林の手入れを促しながら、資源の有効な利活用を進めてまいります。

々

次に、「商工業の振興について」申し上げます。

県による空き店舗の活用支援については、地域商業等活性化支援と名称が変更され、より自由度の高いものとして運用されることとなりました。併せて、企業立地支援緊急貸付事業等による支援も継続して行うこととしております。

また、商工会は本町の経済振興の中心的な牽引役を担っており、継続して関係機関とともに支援する事としております。

更に、地方創生に向けた取り組みが始まる中、都市から地方へ、本町なら

番外
三宅町長

ではの「まち・ひと・しごと」の流れを積極的に呼び込み、新たな雇用を創出してまいります。

々

次に、「観光の振興について」申し上げます。

27年度は、夏祭りや産業祭等が、合併60周年を記念するにふさわしい取り組みになるよう、各実行委員会に大いに期待しているところであります。春の妖精「イズモコバイモ」は、自然大好きネットワークをはじめとする皆様のご尽力によりまして、毎年可憐な花を咲かせ、シーズンには遠方からも多くの方が来られます。

本町には、こうした身近な自然や歴史文化等、視点や観点を変えることでまだまだ沢山の地域資源が眠っています。全国小笠原サミット、仙岩寺山の山桜やもみじ、石見神楽、或いは、ヘルスツーリズム等の地域資源と手法を活用しながら、町の賑わいづくりや観光振興へと繋がるよう、商工会並びに観光協会と連携して取り組んでまいります。

々

続いて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「公営住宅の整備について」申し上げます。

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、現在進めている因原正田団地の残り10戸の個別改修は、3月中旬には完了する見込みとなっております。

27年度は、老朽化した天神町改良住宅の屋根防水シートと外壁の改修を計画するなど、若者から高齢者まで、住みやすい住宅環境の整備に努めてまいります。

々

次に、「住まいづくり応援について」申し上げます。

このたび、これまでの住宅整備に対する助成制度を大きく拡充し、「住まいづくり応援事業」として、定住の促進を図っていく事と致しました。

具体的には、町有地への住宅建設に対する補助を拡充すると共に、民有地に住宅建設をされる方も対象として、町内に住み続けて頂けるよう支援する事と致しました。

空き屋等を改修して定住される方への支援も拡充し、補助対象事業費を大幅に増額すると共に、対象も広げる事にしました。また、若年者がUターンされるのに合わせて行う増築なども対象に加える事と致しました。

加えて、新たに町内に住んでいただき、町外へ通勤される方に対して、通勤費の助成も行う事と致しました。

更に、民間活力も期待し、民間事業者等が定住促進住宅等を整備される場合の助成制度も、新たに設ける事としました。

また、27年度も引き続き4戸の定住住宅を整備する事としており、これらの取り組みを他の事業と連携して展開する事により、一層の定住促進を図

番外
三宅町長

ってまいります。

々

次に、「道路整備について」申し上げます。

々

はじめに、「町道事業について」申し上げます。

継続実施している町道中倉日向線の改良については、27年度は、中倉側の法面の切取りや日向側の橋梁工事を行うこととしておりますが、国からの交付金が減額になったことから、完成は28年度以降となる見込みであります。

町道上坂線改良工事は、26年度から実施している橋梁の上部工及び道路改良を行い、27年度に完成予定であります。

々

次に、道路構造物の老朽化対策として、5年に1回の頻度で実施が義務づけられた橋梁の点検・診断につきましては、道路橋125橋について、27年度から本格的に実施することとしております。

また、町道の主要路線であります1級・2級路線及びバス路線、通学路線を対象に舗装点検を行い、その結果を基に28年度以降、必要な舗装修繕を実施することとしております。ただし、災害時の避難道路及び緊急車両が通行する川内猪目線については、27年度に舗装を修繕いたします。

々

次に、「県事業について」申し上げます。

主要地方道川本波多線の内、多田から美郷町港工区の改良につきましては、27年度新規事業として道路予備設計及びトンネル地質調査が実施される予定となっております。

また、継続して実施されている川本大橋歩道橋設置工事は、歩道橋架設工事が行われており、27年夏頃の完成予定であります。更に川本大橋前後区間における歩道整備については、三島側は張出歩道設置工事が、川本側は用地調査及び用地買収が行われる予定となっております。

主要地方道大田桜江線改良工事は、27年度に田窪中石地内において、道路詳細設計200mが実施される予定であります。

一般県道川本大家線改良工事の三俣側工区は、橋梁上部工事50mが、また、谷戸側工区は、拡幅工事160mが施工され、27年度に供用開始の予定であります。

災害防除事業は、主要地方道仁摩邑南線、久座仁から谷地内の落石防止網が設置される予定であります。

々

次に、「農業基盤整備について」申し上げます。

27年度も引き続いて、国の農業基盤整備促進事業を活用し、老朽化した農業用排水施設の更新や暗渠排水・土層改良・区画整理等の基盤を整備し、担い手への農地集積・集約化を図ってまいります。

- 番外
三宅町長
- 次に、「簡易水道について」申し上げます。
28年度を最終年度とする、国の簡易水道再編推進事業の活用により、27年度は、川本大橋及び川本東大橋の橋梁添架部分の配水管を更新、更には、田窪地区の一部と親和地区しんわの送配水管を更新する事としております。
また、老朽化している因原地区の配水池増設に向けて、測量調査設計を行う事としており、安全で安定した水道水の供給を目指してまいります。
- 々
- 次に、「生活排水処理対策について」申し上げます。
27年度も、国の補助事業に町が上乘せして推進している合併浄化槽の設置を継続して実施いたします。
また、懸案となっております因原地区生活排水路整備について、基本計画を策定する事としております。
- 々
- 次に、「治水対策について」申し上げます。
26年度中には進捗がみられなかった、尾原地内の瀬尻せじり・久料谷工区くりようだにの治水対策につきましては、早期の実施に向けて、関係機関へ要望を続けると共に協議を重ねてまいります。
また、今後も、河川整備計画の早期策定と、谷・日向ひなた・谷戸地区の治水対策、及び因原・尾原地区の内水排除対策の早期事業化を、国・県及び関係機関に対し要望してまいります。
- 々
- 続いて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する施策についてであります。
- 々
- はじめに、「交通対策について」申し上げます。
昨年度実証運行した、「まげなタクシー東部線」につきましては、多くの方々からのご利用があったことから、27年度から正式に運行していくこととしました。これにより、これまでの路線と合わせ、週4日の運行となります。また、スクールバス等の既存公共交通や「まげなタクシー」では、どうしてもカバーできない、畑野はたの・田水でんずい・芋畑地区いもばたを対象としてタクシー利用に対する助成制度を、27年度から新たにスタートする事と致しました。
これにより、町内全域に渡り交通空白地域が解消されるものと考えております。
- 々
- 次に、「三江線利用促進について」申し上げます。
27年度は、全線開通40周年の節目の年となることから、8月には記念式典が開催される予定となっております。また、県や関係市町とも連携して、愛称募集・サイクリングとの連携・ウォーキング大会、更には定期列車を活用した企画など、利用促進に向けて様々な取り組みを行うこととしております。

番外
三宅町長

また、町民の皆様と手を携えて取り組むための組織を立ち上げ、一層の機運醸成を図ってまいります。

々

次に、「情報通信の推進について」申し上げます。

運用開始から4年を経過し、多くの皆様にご利用いただいている、「まげなねっ」との告知放送や有線テレビ放送につきましては、一層身近な情報をお伝えできるよう、また、合併60周年に関わる地域情報も、多くお伝えできるよう、工夫してまいります。

更に、インターネットなどの利活用についても、引き続き促進していくこととしております。

々

次に、「防災について」申し上げます。

25年度から災害対策の強化に向けて、関係団体と災害時における応援協力協定を締結してきましたが、今後も、民間事業所等との協力協定の締結を進めてまいります。

また、27年度には、災害等の発生時に正確な情報を迅速に町民の皆様などに伝達できるよう、老朽化した防災行政無線をデジタル化する予定としております。

併せて、町民の皆様を対象とした災害図上訓練(DIG)の実施に併せ、防災士の育成に対する支援を行いながら、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立って、自主防災組織の推進を支援し、町民の皆様と一体となった、総合的な防災体制を確立してまいります。

今後とも、町民の皆様が安全・安心に暮らしていけるよう、ハード・ソフト両面での対応を図ってまいります。

々

次に、「消防について」申し上げます。

25年12月に施行されました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の処遇改善を行っているところでありますが、27年度は装備品の充実を図りながら、消防団への加入を促進してまいります。

また、25年度から4年計画で、水利の不足している地域に、耐震性の防火水槽を毎年2基ずつ整備することとしており、27年度は、^{そうごんじ}荘厳寺・谷戸地区に配備してまいります。

更に、老朽化に伴い、谷戸地区にあります第1分団第8班の消防車庫を新築し、併せて、第1分団第1班の水槽付消防車両を更新いたします。

々

次に、「砂防・治水・地滑り対策について」申し上げます。

々

はじめに、「県営砂防事業について」申し上げます。

半部地内の^{こうげだに}高下谷川及び悠邑ふるさと会館裏山の^{うめきだに}梅木谷川につきまして

番外
三宅町長

は、27年度は本堤工事や流路工工事が実施される予定で、梅木谷川については、27年度完成予定であります。

々 次に、「県営治山事業について」申し上げます。
金比羅山^{こんびらさん}地区予防治山^{のりわく}事業は、法枠工事が行われ、27年度完成予定であります。

々 次に、「県営地すべり対策事業について」申し上げます。
27年度は、南佐木地区及び田窪地区の工事が実施される予定であります。

々 次に、「土砂災害特別警戒区域調査について」申し上げます。
26年度から県が実施している土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果について、公民館毎に説明会を開催する事としております。

々 次に、「交通安全対策について」申し上げます。
27年度は、第9次交通安全計画の最終年度になりますので、川本警察署や町交通安全協会など関係機関の協力を得ながら、人優先の交通安全意識の定着と、交通死亡事故ゼロを目指した取り組みを行ってまいります。
特に、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催や、街頭指導を強化してまいります。

々 次に、「防犯対策について」申し上げます。
川本警察署や地域安全推進員をはじめ、防犯ボランティアの方々や、2月に結成された、地域安全推進員と所在地連絡協議会で構成する「てごし隊」の方々と連携を図り、カーロック運動や防犯パトロールを行い、地域の防犯活動の取り組みを強化してまいります。
併せて、振込詐欺などの特殊詐欺の防止にも努めてまいります。

々 次に、「環境衛生について」申し上げます。
ごみの収集量は、ここ数年減少傾向にあるものの、引き続き、ごみの減量と分別の徹底を呼び掛け、処理コストの削減と資源活用による循環型社会の構築を図り、地球温暖化対策を推進してまいります。
また、このたび「笹畑クリーンセンター」が「邑智クリーンセンター」に名称変更されることになりました。

々 続いて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、「福祉事務所について」申し上げます。
4月からスタートする生活困窮者自立支援制度により、生活保護に至る前

番外

三宅町長

の段階にある生活困窮者に対する支援を充実・強化してまいります。

また、27年度からは、県から権限移譲を受けて、母子寡婦福祉資金の窓口業務を行う事となりました。

今後も、様々な制度を活用して「貧困の連鎖」を断ち切るために、県をはじめ関係機関と連携を図りながら適切な運営に努めてまいります。

々

次に、「介護保険・介護予防について」申し上げます。

はじめに、27年度から29年度を目途とする、第6期邑智郡介護保険事業計画について申し上げます。

計画では、65歳以上の高齢者人口の減少傾向は続きますが、85歳以上や一人暮らしの高齢者の増加により、要介護認定者数はやや増加すると見込んでいます。介護報酬は2.27%減と見込み、3年間の給付費総額は108億1,216万円で、第5期実績見込みと比較して、3.7%の増となります。その結果、保険料の月額基準額は、6,760円となり、第5期に比べると月額1,210円、21.8%の増となります。また、保険料の所得階層は、高所得層を細分化し、11段階とします。

低所得者対策として、所得の低い段階では、乗率を国の基準より低く設定しております。また、第1段階では、更に5%軽減することとしております。

介護保険の要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、29年度からの市町村への移行に向けて、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進などサービスを提供する仕組みづくりを進めてまいります。

々

次に、「高齢者福祉について」申し上げます。

今年度の訪問により、介護認定によりサービスの提供が開始されたり、医療機関への受診に繋がったケースもあることから、27年度も引き続き、高齢者世帯への見守りと、併せて実施する訪問調査により情報収集を行います。

今後も、関係機関と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活していくための仕組みづくりを検討してまいります。

々

次に、「子育て支援について」申し上げます。

4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタート致します。新制度における取り組みは、現在策定中の31年度を目途とした「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て・子育ての環境を、地域が一体となって育ていくことを基本理念とし、子育て世代の多様なニーズに対応できるよう、サービスの質と量の確保に努めてまいります。

この取り組みの一環として、4月から町内3保育所において、全ての児童に炊きたてのほかほかご飯を提供する「保育所完全給食事業」を実施し、地産地消による安全・安心な食の提供を行い、また、保護者負担の軽減を図る事としております。

番外
三宅町長

また、園児数が定員を下まわっている川本北保育所に対し、県単独事業の小規模保育所運営費補助に上乘せして町単独の助成を行い、保育サービスの充実を図ります。

々

次に、「障がい者福祉について」申し上げます。

現在策定中の、27年度から29年度までの間に見込まれるサービス毎のニーズや、その対応策を示す「第4期障害福祉計画」に基づき、障がい児の支援や障がい者の就労支援など、不足するサービスの確保に努めてまいります。

々

次に、「特定健診・がん検診・健康づくりについて」申し上げます。

27年度は、病気にならないための1次予防、早期発見・早期治療につながる2次予防、重症化を予防する3次予防に総合的に取り組み、健康づくりを進めてまいります。

また、ヘルスプロモーションカーを利用して特定健診の受診率の向上や、町内無医地区への巡回診療による、安心・安全の実現を図りながら、関係機関と連携して、地域包括ケアシステムづくりを進めてまいります。

々

次に、「国民健康保険について」申し上げます。

26年度の国民健康保険の一人当たりの医療費は、県平均を超え依然として高い状況が続いております。

27年度以降も厳しい運営が続くことが予想され、基金の枯渇も見込まれる事から、国による医療保険制度改革に伴う30年度からの保険者の県への移行に向けて、収支改善を目指し、保険税を27年度から4年間かけて段階的に引き上げる予定としております。また、この改定だけでは賅えない収入不足部分については、一般会計からの繰入を予定しております。

一方、30年度を目途としている医療費適正化事業により、分析を伴いながら、予防から早期発見・早期治療につなげ、医療費を引き下げる努力を行ってまいります。

々

続いて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「高校支援について」申し上げます。

これまでの島根中央高校の活動や、本町による町民体育館の改修や、学習交流センターの整備などによる支援が考慮され、27年度の入学定員は、3クラスを維持し、少人数学級が実現できるよう90名とされたところであります。地元はもちろん県外からも多くの受験生があり、4月には新しい島根中央高校生が、元気に春を運んでくれるものと期待を膨らませております。

番外
三宅町長

生徒たちそれぞれが、夢の実現を目指すことが出来るよう、今後も、地域と一体となって支援してまいります。

々

次に、「集落対策について」申し上げます。

現在、三原地域をモデル地区として進めております集落の活性化事業につきましては、全体計画の推進はもとより、各グループでの活動も進んで、徐々に成果が見えるようになってきているところであります。

今年度も一層の推進が図られるよう、県などと連携しながら取り組みを支援し、町内の他の地域へも広がるような活動となることを願っております。

そのためにも、地域活動の中心となるように、旧三原小学校の有効活用策についても検討を深めてまいります。

々

次に、「窓口おもてなし事業について」申し上げます。

来庁されたお客様に、玄関先での明るいあいさつ、丁寧な対応に心がけております。

昨年4月より取り組んできました、窓口おもてなし事業は、2月末現在で「婚姻届」7件、「出生届」15件、「転入」された方が11名ありました。

これからも、一層「おもてなし」の気持ちを持ち、窓口対応に努めてまいります。

々

次に、「広聴・広報について」申し上げます。

27年度からは、高齢者などにも優しく、情報保護等にも配慮した、新しいホームページで情報をお伝えしてまいります。

また、広聴にも活用できるよう工夫をしていく事としており、これら媒体が、定住施策の推進にも役立つよう、情報提供などにも活かしていく事としております。

々

続いて、「健全な財政運営」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「財政基盤の確立について」申し上げます。

本町が「自立の町」として安定した行政運営をしていくためには、財政基盤の強化が重要な課題であります。

財政運営の主な目安とされる将来負担比率及び実質公債費比率は着実に改善していますが、25年度の経常収支比率は91.5%と、前年度より4.2ポイント減少したものの依然として90%を超える高い数値を示し、財政の硬直化が進んでおります。

限られた財源の中で、第5次総合計画に基づく事業や地方創生を着実に実施していくためには、財政基盤を強固にすることが不可欠であり、気を緩めることなく、さらに財政健全化に向け邁進してまいります。

番外 三宅町長	次に、「町税等の収納率向上について」申し上げます。 町税等の滞納者には、「行政サービスの制限措置等に関する条例」をはじめ、督促状の発送や電話催告、職員による訪問などを行い、納税を促しております。27年度も、県と連携して相互併任制度を活用し、徴収技能の充実を図り、前年度の徴収率を上回るよう努力してまいります。
々	以上、少子高齢化や人口減少など、厳しい状況が続いておりますが、町民の方々と共に「つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせる町」を築いていくため、全力をあげて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。
々	今定例会に提案しました案件は、条例案件10件、予算案件11件、その他案件4件であります。 後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。
議 長	以上で、「町長施政方針」を終ります。
々	それでは次に、日程第5「教育長教育行政執行方針」を行います。 番外松井教育長。
番外 松井教育長	それでは、平成27年第1回定例会の開催にあたりまして、教育委員会所管行政に関する主要な方針について申し上げます。 国では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、教育委員会制度の改革を行う地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が26年6月に公布され、本年4月1日より新たな教育委員会制度が施行される事となりました。 また、政府の教育再生実行会議は、26年7月に第5次提言として「今後の学制等の在り方について」をまとめ、学制の見直しなどに関して、「小中一貫教育学校」の制度化や、それに伴う教員免許制度の改革、学齢の5歳児への前倒しなどが提言されました。文科省は、これを受け中央教育審議会において具体的な議論を進め、小中一貫教育の制度化と推進方策、大学への飛び入学、国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し、高等教育機関における編入学の柔軟化について答申し、学校制度を子どもの発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的なものとする事で、制度的な選択肢を広げることとしております。本町においても検討を進めている小中一貫教育であります。本町の特徴である小学校1校、中学校1校で児童・生徒が

番外
松井教育長

9年間を同じ学級で過ごす義務教育課程において、より良い学級・しっかりとした学級経営の構築を目指して、国の制度化に向けての動きを見据えながら推進していく所存であります。

このたび、27年度より31年度までの5年間を計画の期間とした「川本町教育振興基本計画」を策定いたしました。教育を取り巻く環境は、時代の趨勢と共に大きく変化しております。本計画の基本理念は「ふるさとを愛し未来に羽ばたく心豊かな人づくり」とし、固定概念にとらわれず常に状況を認識し、子どもたちが将来に向かって希望が叶えられるよう、計画の実現と実施を根幹に据え、取り組むべき施策を積極的に推進してまいります。

このような考えのもと教育行政執行方針を第5次総合計画の「夢や希望を育む教育・文化のまち」に沿って、7項目に分けて説明いたします。

々

学校教育においては、少人数の教育環境を活かし、基礎学力の向上と児童生徒の健全育成、社会の変化に対応した教育の充実、道徳教育の充実・普及に努め、保育所・小学校・中学校・高等学校、そして地域が連携し、幼少期から青年前期までを繋げていく、本町ならではの特色のある教育環境を構築することで、互いに信頼し合う学校づくりを推進し、児童生徒の「生きる力」の育成に努めます。そのため、子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要な、あいさつ・礼儀などの基本的な「ふるまい」の定着を重んじるとともに、学校生活を営む上で必要な規律や学習習慣を身につけるため、これまで取り組んできた自学教室を検証・評価し、子どもたちが自ら進んで学習に取り組む生活習慣の定着化を図ります。

また、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等の調査によって明らかとなった学校教育の重要課題である児童生徒の学力向上及び体力向上対策については、派遣指導主事を配置し、町内の小中学校連携の下、学びあい学習自主研究会や放課後を利用した子どもの体力向上事業などを継続して実施し、全体的な体力・学力の底上げを図ります。

大きな社会問題となっている「いじめ」については、いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ」は決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」であることを周知徹底し、定期的なアンケート調査や児童生徒から直接状況を聞く機会を設ける等、学校教育に携わるすべての関係者がいじめの兆候をいち早く察知し、対応していきます。

特別支援教育に関しましては、学力向上支援員・生活支援員を引き続き各学校に配置し、児童・生徒に対する支援を充実させるとともに、各学校における特別支援教育の推進をバックアップ致します。また、保育所・小学校・中学校における校種間の円滑な接続を図るため、就学指導委員会と連携し、適正就学のための相談・指導の充実を図ります。また、全児童生徒を対象としたアンケートQ Uを継続して実施し、小中学校を連携させる一貫教育のあり方を研究し、より良い学級・学級経営の推進に取り組みま

番外
松井教育長

す。情報化や国際化などの社会の変化に対応した教育の推進においては、国際社会の一員として活躍し、信頼される人材を育成するため、外国語指導助手を継続して配置すると共に、外国語教育の充実と小学校における外国語活動の推進を図り、児童・生徒の国際感覚や協調の精神の涵養^{かんよう}に努めます。

情報・通信を活用するICT教育に関しては、学校におけるコンピュータ・タブレット端末や電子黒板・書画カメラなど教育情報機器の活用を一層推進し、学力向上に役立てます。

々

人権・同和教育につきましては、23年度に策定した「川本町人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、広く町民の日常生活の中に人権尊重の意識が浸透するよう、すべての教育活動の基底に据えた取り組みを推進してまいります。また、一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい町づくりの実現のため、人権意識の高揚を図る啓発活動の推進を図ります。また子ども・女性・高齢者・障がい者・同和問題などのあらゆる差別、偏見を解消するために、学校・家庭・地域・関係機関等と連携して、人権・同和教育に取り組みます。その中でも研修への参加経験がある人ほど、人権問題の解決に向けて積極的であることを十分ふまえ、町職員や教職員の研修機会の充実に取り組みます。更に、公民館等の活動において様々な研修機会の充実を図るとともに、広報活動による啓発を通じて人権・同和教育の推進を図ります。

々

「公民館活動の充実」。

地域住民の身近な施設である公民館機能を充実させるため、社会変化に対応するための様々な学習課題に応じた講座や各種サークル活動など各種事業の実施による多様な学習機会の提供により、地域に密着した「学び・習い・ふれあう」ことのできる生涯学習機能の充実と行政サービスの向上を図ります。また、公民館区における生活課題・地域課題をふまえた学習機会、地域の特性・地域資源を活かした心豊かな活動を展開いたします。

々

「子どもの健全育成」。

かつては当然のように行われていた、地域の子どもたちを地域全体で育てていく環境が、少子高齢化、核家族化、ソーシャルメディアの普及等により、本町においても難しくなっています。

子どもたちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要です。子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、すべての教育活動を通じて、生命の尊さや安全に行動する習慣など、健康・安全教育の充実を努めてまいります。また、県からも社会教育主事を継続して派遣していただき、学社融合等の取り組みを通じて子どもを取り巻く環

番外
松井教育長

境の改善に取り組むとともに、子どもが社会に関わる体験・交流活動、社会参加活動等の充実を図り、郷土を愛し、未来の町を担う、心豊かで心身ともにたくましい子どもの育成に努めます。

々 「読書活動の推進」。

昨年6月に26年度より5年間を計画の期間とした、読書活動の基本となる「川本町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。この推進計画においては、子ども達が本と出会い、その楽しさを知り、人生をより豊かに生きられるような読書環境を整備することとし「読書についての機会の拡充」、「読書活動のための環境整備と充実」、「子どもの読書を支える人材の育成と関係団体の連携・協力」の3つの視点から家庭・地域・学校における具体的な計画を示しております。計画の実現と実施を根幹に据え、取り組むべき施策を積極的に推進してまいります。

また、学校図書は、児童生徒の知的活動を増進するとともに人間形成や情操を養うなど、学校教育において重要な役割を担っています。小中学校の図書館に図書館司書を継続配置し、児童・生徒の豊かな心の育成と、子どもたちが自ら進んで学校図書を利用する環境づくりを行います。

々 「生涯スポーツの推進」。

いつでも、どこでも、だれでもが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努め、中高年の健康づくりを推進するとともに、子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、運動指導専門員による放課後を活用した元気アップ事業やスポーツ少年団へのチャレンジアップ事業等への運動指導を継続し、スポーツの習慣化を図ります。

また、ニュースポーツの普及を図るとともに、町民の自主的で日常的な健康の保持・増進を図る活動を推進する総合型地域スポーツクラブ「かわもとスポーツクラブ」の育成・支援を行います。また、周辺を含めてスポーツ参加者の拡大、機会の拡大等も研究し、研修会などを通じて生涯スポーツの基礎理論や指導者の育成や醸成などへの取り組みを行います。

々 「文化振興」。

悠邑ふるさと会館は、邑智郡総合事務組合から本町に所有権が移転され、26年度より町の単独施設として稼働しております。27年度は川本町合併60周年の節目の年であり、悠邑ふるさと会館を中心に、優れた芸術文化に接する機会を拡充するとともに、各種団体の自主的な芸術文化活動への支援や、特色ある地域文化の振興を図ることで、町民一人ひとりの創造性を育み、心を豊かにし、より良い人生が形成されるように努めます。

また、文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で育まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産であり、適切

番外
松井教育長

な保護・調査と整備、活用を図るとともに、普及・啓発に努めます。27年度につきましては、丸山城跡を県指定の文化財にするための再調査を行うこととしており、地域住民との協働による郷土の豊かな歴史を活かした文化の香り高いまちづくりを推進します。

々

以上、27年度の教育行政執行に関し、第5次川本町総合計画に沿った取り組みの主要部分を申し上げましたが、事業遂行に職員一丸となって最善の努力を傾けてまいりますので、町議会議員の皆様、町民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、教育行政執行方針と致します。

議 長

以上で、「教育長教育行政執行方針」を終わります。

々

ここで、暫時休憩を致します。
横の時計で、50分まで。10時50分より会議を再開します。
(午前10時39分)

々

会議を再開します。
(午前10時50分)

々

お諮りします。
この際、日程第6「議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第30「議案第26号、辺地に係る総合整備計画の変更について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、そのように「決定」しました。

々

執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。
それでは、執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々

始めに「日程第6、議案第2号」から、「日程第9、議案第5号」について説明を求めます。
番外木村総務財政課長。

番外木村総
務財政課長

それでは、「議案第2号」について、ご説明を申し上げます。
本議案は「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。最終ページの説明資料をお開き下さい。

番外木村総務財政課長

昨年の人事院勧告によりまして、平成27年度からの給与制度の総合見直しが勧告をされたところであります。この勧告に基づきまして、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、2点でございます。

1点目は、給料表を平均2.0%引き下げるものでございます。

2点目につきましては、管理職特別勤務手当の拡大であります。管理職特別勤務手当につきましては、休日等につきましては有りますが、災害等への対応のため、平日、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合が追加されたものであります。勤務1回につき、6,000円を上限として支給するものであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

なお、経過措置としまして、平成32年3月31日までの間、減額となる給料の差額を支給するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

次に、「議案第3号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新旧対照表をお開き下さい。

私有車の使用料につきましては、平成16年の改正におきまして、1kmあたり40円から20円へ改正したものであります。これに對しましてガソリン価格等の高騰に伴いまして、今回改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1kmあたり20円から37円に引き上げるものであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

次に、「議案第4号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。最終ページの説明資料をお開きください。

今回の改正は、非常勤職員の公務上の災害等の認定及び審査に関する事務についてでございますが、これに付きましては、現在、島根県市町村総合事務組合で共同処理を行っているところでございます。実情に合わせるため今回、改正をするものでございます。

改正の内容は、第3条の実施期間及び第18条の審査機関に島根県市町村総合事務組合を追加をし、第4条の認定委員会及び第19条の審査会を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

番外木村総務財政課長

ます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

次に、「議案第5号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は「川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新旧対照表をお開き下さい。

「議案第3号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に合わせて、私有車の使用料を改正するものであります。改正の内容につきましては、私有車の使用料を1kmあたり20円から37円に改正するものであります。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

続いて、「日程第10、議案第6号」から、「日程第11、議案第7号」について説明を求めます。

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野まちづくり推進課長

失礼します。「議案第6号、川本町ふるさと創生施策審議会条例を廃止する条例の制定について」、ご説明を申し上げます。

この、川本町ふるさと創生施策審議会条例は、平成元年から行われた、ふるさと創生事業を推進するため、施策を審議する審議会を設置するための条例でございました。ふるさと創生事業が終了した後は使われていない条例でしたので、この度、この条例を廃止するものでございます。

なお、最終ページに現在の条例を添付しておりますので参考としていただければと思います。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

次に、「議案第7号、川本町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。次ページに改正条例と新旧対照表を添付しておりますので、ご覧下さい。

現在の条例では、公衆便所の管理は、指定管理者に行わせる事となっておりますが、指定管理に適しにくい部分もありますので、この度、条例を改正を行い指定管理を行わせることができる事として、指定管理とするか業務委託とするか、どちらでも出来るようにするものでございます。最終ページに現在の条例を添付しておりますので、参考としていただければと思います。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

続いて、「日程第12、議案第8号」について説明を求めます。

番外谷川産業振興課長。

番外谷川産
業振興課長

それでは「議案第8号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます

本議案は、雇用基金を財源とし、新規事業や事業拡大等を通して雇用の促進を図るための事業であり、平成27年度も引き続き事業を継続するため需要対象者の認定期間を改正するものであります。

なお、附則により本条例は、平成27年4月1日より施行するものであります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

続いて、「日程第13、議案第9号」から、「日程第15、議案第11号」について説明を求めます。

番外杉本教育課長。

番外杉本教
育課長

それでは「議案第9号、川本町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について」、説明を致します。

本議案は、主に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の一括提案となっております。

改正の理由に付きましては、議案の9ページ目から資料を添付してございますので、ご覧下さい。

本議案の改正条例は9ページの資料①に一部改正と示してございます「ア」から「カ」までの6つの条例でございます。その詳細に付きましては11ページに一覧の資料を添付してございます。「ア」の川本町議会委員会条例及び「ウ」の川本町総合計画審議会条例につきましては、法改正に伴う文言にかかる条例の改正でございます。「イ」の課設置条例につきましては、教育行政の基本方針を定める権限を教育委員会から町長部局に移す事による所管課を位置づけるための条例改正でございます。「エ」の職員定数の条例に付きましては、法改正による条ズレを正す条例の改正でございます。「オ」の非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例及び「カ」の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例に付きましては、法の改正に伴う教育長の報酬及び旅費にかかる規定を改正するものでございます。

なお、資料の9ページから10ページ目の②、③に示しておりますが、「オ」の非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の改正に付きましては、文科省の指針に併せ、「就学指導委員会」の名称を「教育支援委員会」に変更する文言の改正と、川本町スポーツ推進委員の報酬額の変更につきまして、併せて改正をするものでございます。また「カ」の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例につきましては、資料10ページの④に示してございますが、私用車の使用料の変更を併せて改正するものでございます。

なお、改正する全ての条例の附則と致しまして、平成27年4月1日から施行する事としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

番外杉本教育課長

続いて「議案第10号、川本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」説明を致します。

制定に理由に付きましては、議案の2ページに資料を添付してご致します。

本議案は改正される地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第4項の規定により、教育長が特別職の常勤職員とされるため、これまで教育公務員特例法の規定に基づき制定した、川本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例を廃止し、必要な条例を制定するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行する事としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

々

続いて「議案第11号、川本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」説明を致します。

制定の理由につきましては、議案の2ページ目に資料を添付してご致します。

本議案は介せられる地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定により、教育長の職務専念義務の免除について必要な条例を制定するものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は平成27年4月1日から施行する事としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長

続いて、「日程第16、議案第12号」について説明を求めます。
番外木村総務財政課長。

番外木村総務財政課長

「議案第12号」の説明の前に、先ほど「議案第4号」におきまして、附則としまして「条例を27年4月1日から施行する」という事で説明をさせていただきましたが、これは「公布の日から施行する」ものでございます。訂正をさせていただきます。

それでは「議案第12号」について、ご説明を申し上げます。

本議案は「平成26年度川本町一般会計補正予算（第8号）」で、歳入歳出それぞれ120,678千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,070,787千円とするものでございます。

説明資料の2ページをお開き下さい。歳出ですが、総務費、退職手当特別負担金5,253千円は退職者に対する特別負担金であります。旧職業安定所所長宿舍解体工事1,113千円は老朽化した建物の解体工事費でございます。

民生費、国民健康保険事業特別会計操出金3,993千円及び工期高齢者

番外木村総務財政課長

医療特別会計繰出金 384 千円は、基盤安定負担金等の確定によるものでございます。児童措置費 5,824 千円は、単価改定及び利用実績によるものであります。

衛生費、合併処理浄化槽設置費補助金 13,615 千円の減及び飲料水供給施設設置奨励金 3,000 千円の減は事業費の確定により減額をするものでございます。簡易水道特別会計繰出金 9,600 千円は、がんばる地域交付金事業の充当額変更に伴うものでございます。国庫返還金 1,282 千円は、事業の確定により循環型社会形成推進交付金の過大額の返還でござい

ます。農林水産業費、農地流動化助成 1,154 千円の減及び農地集積協力金 12,400 千円の減は、事業が確定をしたため減額をするものでございます。青年就農給付金 1,500 千円は、国の 26 年度補正予算により 27 年度分の給付金を交付するものであります。財源は全額が県補助金であります。県補助造林事業 5,972 千円の減、公社造林事業 1,529 千円の減、木造生産促進事業 1,020 千円の減及び森林整備地域活動支援交付金 1,166 千円の減は、事業が確定したため減額をするものでございます。

商工費、空店舗活用支援事業補助金 6,600 千円の減は、これも事業が確定をしたため減額をするものであります。

土木費、除雪委託費 3,531 千円は、除雪に伴う除雪出動回数の増加に伴う経費であります。

消防費、江津邑智消防組合負担金 2,569 千円は、負担金の確定に伴うものであります。

教育費、川本小学校体育館耐震補強工事 37,152 千円の減及び川本中学校体育館耐震補強設計診断 30,712 千円の減は、事業年度の変更に伴い減額をするものであります。学校給食センター調理場備品 4,500 千円の減は、事業費の確定により減額するものでございます。

それから公債費、繰上償還金 204,390 千円は、償還金免除額繰上償還目標達成のため繰上償還を行うものでございます。

同じく資料の 1 ページをお開き下さい。

歳入でございますが、国庫支出金、循環型社会形成推進交付金 2,605 千円の減は、事業が確定したため減額をするものであります。学校施設環境改善交付金 31,157 千円の減は、事業年度の変更に伴い減額をするものであります。

県支出金、農地集積・集約化対策事業費補助金 12,400 千円の減、造林事業補助金 3,960 千円の減、森林整備地域活動支援交付金 1,054 千円の減及び地域商業再生事業補助金 2,160 千円の減は、事業が確定をしたため減額をするものでございます。

財産収入、立木売却収入 2,386 千円の減は、間伐事業の中止に伴い減額をするものであります。

それから繰入金、減債基金繰入金 315,990 千円は、補償金免除額繰

番外木村総務財政課長

上償還の目標達成のため繰上償還204,390千円と今年度借り入れを予定しておりました臨時財政対策債111,600千円の借り入れを取り止めるものであります。それから公共施設維持管理基金繰入金20,600千円は財源不足に伴うものでございます。

それから諸収入、造林事業受託収入1,560千円の減は、事業が確定をしたため減額をするものでございます。

続きまして町債ですが、同じく資料の3ページをお開き下さい。

事業が確定したため、それぞれ増額及び減額をしております。

まず合併処理浄化槽設置事業6,000千円につきましては、事業の確定に伴い減額をするものでございます。

それから学校教育施設等整備事業38,800千円は、川本小学校体育館耐震補強事業及び川本中学校体育館耐震補強設計事業、これの事業年度の変更に伴い減額をするものでございます。

それから臨時財政対策債111,600千円の減は、補償金免除繰上目標達成のために減額をするものでございます。

災害復旧事業債1,500千円は、災害復旧事業の額が確定をしたため増額をするものでございます。

今年度の起債発行額は373,400千円となる見込みであります。

なお、今年度の元金償還額は繰上償還額を除いて463,966千円であります。

次に、基金の状況であります。繰上償還を行うため減債基金315,990千円を取り崩し、事業が確定をしたため、その他特定目的基金の額を教育施設整備基金4,500千円及び雇用創出基金4,440千円を取り崩しを取り止め、新たに公共施設維持管理基金20,600千円を取り崩すものであります。

この結果、今年度末の基金残高の見込みは1,481,638千円となります。第2表の明許繰越費の補正の関係であります。議案の本ページの3ページの方をお開き下さい。

総務費、悠邑ふるさと会館大規模改修事業55,860千円の工事を繰り越すものであります。土木費、中倉日向線改良事業61,836千円及び上坂線改良事業費34,045千円の工事を繰り越すものであります。その他第2表に上げております各事業につきまして繰越を行うものであります。

第3表、債務負担行為の関係であります。公共施設等総合管理計画策定業務委託、幣制27年度から平成28年度までの2年間6,588千円を限度額とし、それから教育人材確保育成事業委託を平成27年度へ5,770千円を限度とし、及び川本町学校給食センター運營業務委託を平成27年度から平成28年度までの2年間41,101千円を設定するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

続いて、「日程第17、議案第13号」から、「日程第18、議案第14

議 長	号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。
番外長田健康福祉課長	<p>それでは「議案第13号、平成26年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ68千円を追加し、予算総額を551,549千円とするものでございます。内容につきましては5ページの資料により説明させていただきます。</p> <p>まず歳出でございますが、過年度に遡った資格喪失が発生したため過年度分保険料還付金が68千円増額となっております。</p> <p>続いて歳入でございますが、保険基盤安定繰入金と福祉医療助成費繰入金の確定により一般会計からの繰入金が3,993千円増額となっております。</p> <p>なお、歳入歳出の差額3,925千円を基金繰入金から減額しておりますので、この結果、今年度末の国保基金の残額は20,900千円となる見込みであります。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
々	<p>続きまして「議案第14号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ450千円を追加し、予算総額を138,567千円とするものでございます。内容につきましては、4ページの資料により説明させていただきます。</p> <p>まず歳出でございますが、保険基盤安定負担金の確定により広域連合への納付金が384千円の増、保険料還付金が66千円の増となっております。</p> <p>歳入でございますが、それぞれ歳出と同額が繰入金と諸収入で増額となっております。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>続いて、「日程第19、議案第15号」について説明を求めます。</p> <p>番外森川地域整備課長。</p>
番外森川地域整備課長	<p>それでは「議案第15号、川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の補正では、予算総額の変更はございません。歳入歳出予算の補正としましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、内容につきましては9ページに予算説明資料を付けておりますので、こちらの方でご説明を申し上げます。</p> <p>まずは歳出でございますが、総務管理費の職員手当等100千円に付きましては、緊急工事に伴う時間外勤務手当の増額でございます。委託料321千円の減額は、遠方監視システム導入に伴い水道施設維持管理業務委託を減額するものでございます。次に償還金利子及び割引料221千円は、一時借入</p>

番外森川地域整備課長 金利息194千円及び基金繰替運用による利息補填分の27千円増額によるものでございます。

次に、建設改良費、委託料3,672千円の増額は簡易水道再編推進事業により、川本大橋と川本東大橋の排水管更新工事の設計調査業務を発注しておりますが、国土交通省島根県とJRとの協議に伴い追加調査業務が必要となりましたので、増額するものでございます。また工事請負費3,672千円の減額は、先ほどの委託料に充てるため工事請負費を減額する予算の組替を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。一般会計繰入金の9,600千円の増額は簡易水道再編再編推進事業の財源として、がんばる地域交付金事業として充当しておりますが、その充当額が増額した事によるものでございます。その事により簡易水道事業債及び過疎対策事業債をそれぞれ4,800千円減額するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、「日程第20、議案第16号」について説明を求めます。
番外木村総務財政課長。

番外木村総務財政課長 それでは「議案第16号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、「平成27年度川本町一般会計予算」であります。予算規模につきましては、役場庁舎移転、それからデジタル防災行政無線の整備、悠邑ふるさと会館大規模改修、住まいづくり応援事業等を計上した事によりまして、前年より1,758,511千円、47.1%増の5,490,111千円で、平成11年度以来の50億を超える規模となっております。なお、財源不足が生じたので財政調整基金394,000千円を取り崩し、対応をしております。この結果、平成27年度末の基金残高は、財政調整基金、減債基金を合わせまして689,511千円、特定目的基金371,341千円、合わせまして1,060,852千円となる見込みでございます。詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会において、ご説明させていただきます。

以上、27年度川本町一般会計当初予算の概要説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 続いて、「日程第21、議案第17号」について説明を求めます。
番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民生活課長 それでは「議案第17号」について、説明を致します。

この議案は「平成27年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60千円とするものでござい

番外鉦町民生活課長 す。3ページの歳出をご覧ください。
貸付金収入6千円を一般会計操出金として支出するものでございます。歳入をご覧くださいますと、住宅新築資金の返還金等の収入60千円を歳入として経常をしております。
詳細につきましては、後ほど設定予定の予算特別委員会でご説明致したいと思っております。
以上、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長 続いて、「日程第22、議案第18号」から「日程第23、議案第19号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長 それでは「議案第18号、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。
この予算は歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ566,094千円とするものでございます。予算総額につきましては、前年度対比7.6%の増額となっておりますが、主な要因と致しましては保険財政共同安定化事業の対象医療費が拡大された事によるものでございます。また国保財政は前期高齢者の割合が高く医療費水準が高いなど構造上の問題を抱えているため、今後も厳しい財政運営が続く事が予想され、基金も減少していることから平成30年度の保険者の都道府県への移行に向けて27年度から4年間掛けて段階的に保険税の引き上げを予定をしております。なお、保険税の改訂だけでは賄えない収入不足分につきましては、一般会計からの繰り入れを予定しており27年度は11,366千円を経常しております。詳細につきましては後ほど設置予定の予算特別委員会で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

々 では続きまして「議案第19号、平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明申し上げます。
この予算は歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ129,405千円とするものでございます。予算総額につきましては、前年度比7.4%の減額となっておりますが、被保険者数の減少に伴う医療費の減額によるものが主なものでございます。詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長 続いて、「日程第24、議案第20号」から「日程第25、議案第21号」について説明を求めます。番外森川地域整備課長。

番外森川地域整備課長 それでは「議案第20号、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ301,652千円とするもの

番外森川地域整備課長 でございます。予算総額につきましては、対前年比1.5%、4,494千円の増額となっております。主な要因と致しましては、償還利子の増額や配水管布設替え工事費などの増額によるものでございます。詳細につきましては後ほど設置予定の予算特別委員会でご説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

々 続きまして「議案第21号、平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67,392千円とするものでございます。予算総額につきましては、対前年比9.8%、7,294千円の減額となっております。減額の主な要因としましては、償還金元金の減額並びに修繕費の減額等によるものでございます。詳細につきましては後ほど設置予定の予算特別委員会でご説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、「日程第26、議案第22号」について説明を求めます。
番外木村総務財政課長。

番外木村総務財政課長 それでは「議案第22号」についてご説明を申し上げます。
本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めますのでございます。

専決処分の事項としましては、「平成26年度川本町一般会計補正予算(第7号)」で、専決処分の日は平成27年1月30日であります。

次のページをお開き下さい。

歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,950,109千円とするものでございます。説明資料の1ページをお開き下さい。歳出ですが、農林水産業費、農業復旧対策事業費補助金2,000千円は、昨年の年末の雪害により倒壊をしましたハウスの再建に対する2棟分の補助金であります。

続きまして歳入でございますが、県支出金、農業復旧対策事業費補助金1,000千円は、ハウスの再建に伴う農業復旧対策事業費補助金でありまして、県の補助金であります。補助率は2分の1であります。内容につきましては、最終ページの2ページの方に事業の内容を挙げておりますのでご覧いただきます。

次に、基金の状況であります。今回の補正で財政調整基金1,000千円の取り崩しを行うものでございます。この結果、今年度末の基金残高は1,809,288千円となる見込みでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議長 続いて、「日程第27、議案第23号」について説明を求めます。

議 長	番外森川地域整備課長。
番外森川地域整備課長	<p>それでは「議案第23号」について、ご説明申し上げます。</p> <p>専決処分の承認を求めることについてであります。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。</p> <p>専決処分事項は、損害賠償の額を定めることについて。</p> <p>専決処分年月日は、平成27年2月17日でございます。</p> <p>次のページをお開き下さい。</p> <p>町道の管理に起因して発生した自動車破損事故が発生しました。その自動車破損事故の修理にかかる損害賠償の額が確定し、専決処分をしたものでございます。</p> <p>事故の相手方は、邑智郡川本町大字馬野原74番地2。</p> <p>いま おか よし み 今 岡 好 美 様でございます。</p> <p>事故の概要でございますが、平成26年11月3日、午後3時30分頃、町道谷戸馬野原線を自家用車にて走行中、道路上の落石に左前輪が乗り上げタイヤがパンクしました。今回の事故は、町道の管理に起因して発生した自動車破損事故で、過失割合40%分の9,089円を町が支払うものでございます。なお、この修理につきましては、町が加入しております保険で全額対応するものでございます。</p> <p>以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>続いて、「日程第28、議案第24号」について説明を求めます。</p> <p>番外木村総務財政課長。</p>
番外木村総務財政課長	<p>それでは「議案第24号」について、ご説明を申し上げます。</p> <p>本議案は「邑智郡総合事務組合同規約の一部変更について」であります。事務の共同処理に伴う負担割合の変更等により規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>最終ページの提案理由をお開き下さい。</p> <p>改正は3点であります。まず1点目は、第8条に規定をしております会計管理者の選任につきまして、他の一部事務組合に準じて文言を改正するものであります。</p> <p>2点目は、「笹畑クリーンセンター」の名称を「邑智クリーンセンター」へ変更するものであります。</p> <p>3点目としましては、各町の負担割合についてであります。まず、し尿処理施設、ごみ処理施設の当初の整備費等の起債償還が完済したことによる負担割合の削除。次に邑北及び邑南ごみ処理場跡地を美郷町・邑南町へそれぞれ譲渡するために負担割合を削除。最後に介護保険事業の第6期介護保険事業計画により、新たに低所得者保険料軽減に伴う各町村の負担割合を追加す</p>

番外木村総務財政課長

るものであります。
以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

続いて、「日程第29、議案第25号」から「日程第30、議案第26号」について説明を求めます。
番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野まちづくり推進課長

「議案第25号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」ご説明申し上げます。川本町過疎地域自立促進計画は、過疎対策事業を実施するための計画で、この度、対象事業を追加することになりましたので、関係箇所の変更を行うものでございます。次ページ以降に変更箇所を掲げておりますので、ご覧下さい。市町村道では、道路改良事業として町道上坂線を追加致します。消防設備では消防車庫整備事業を追加する事と致します。地域文化振興施設等では、文化会館整備事業を追加致します。4ページ以降に参考資料を添付しておりますので、それと合わせてご覧いただきたいと思っております。
以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

続いて「議案第26号、辺地に係る総合整備計画の変更について」、ご説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画は、辺地対策を行うための計画で、この度、対象事業を追加する事となったため、事業費の変更が生じたので関係箇所の変更を行うものでございます。次ページを、ご覧下さい。

笹畑・湯谷・三俣辺地につきましては、大邑農道の整備事業、色彩選別機整備事業、コミュニティバス整備事業を追加するとともに、それぞれの事業費の変更を行うものでございます。その次のページの三原^{おおもともみなみざき}辺地につきましては、町道大元南佐木線の改良事業を追加するとともに、消防施設整備事業の事業費の変更を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

ここで、暫時休憩をします。
午後1時00分より再開を致します。

(午前11時40分)

議 長

会議を再開致します。

(午後 1時00分)

々

ここで、全員協議会に切り替えます。
これより「議案第2号」から「議案第26号」までの質疑を行います。各会計の当初予算議案の「議案第16号」から「議案第21号」までの6議案

議 長 は、後ほど設置していただきます、予算特別委員会で審査・質疑を行っていただきますので、この場での質疑は除きます。

々 「全員協議会に切り替える～議案第2号より各会計の当初予算（議案第16号から議案第21号）を除く議案第26号まで質疑（19議案）」

々 ただいまより本会議を再開致します。 （午後 1時46分）

々 日程第13「議案第9号、川本町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第9号、川本町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第9号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 日程第14「議案第10号、川本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第10号、川本町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

々 挙手「全員」であります。
よって、「議案第10号」は原案のとおり、「決定」致しました。

- 議 長 日程第15「議案第11号、川本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第11号、川本町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。
よって、「議案第11号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第31「予算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題と致します。
- 々 お諮り致します
お手元に配布してある要綱（案）では、定数9人ではありますが、8人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに平成2年度一般会計及び特別会計の予算に関する審査並びに調査を付託のうえ、調査が終了するまでとする事と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。
よって本件については、8人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに「決定」致しました。
- 々 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。
- 々 次に委員会の正副委員長について、互選の結果報告をいただいておりますので、ご報告申し上げます。委員長に2番石川議員、副委員長に1番高良議員、以上のとおり正副委員長に選任をされました。

議 長 続いて、日程第 3 2 「陳情第 1 号、陳情第 2 号、陳情第 3 号」の件を議題と致します。

本日までに受理致しました陳情・請願は、お手元に配布しております「陳情文書表」・「請願文書表」のとおりであります。

会議規則第 9 1 条第 1 項の規定により、所管の常任委員会に付託致しましたので、ご報告致します。

々 以上で、本日の議事日程はすべて終了致しました。
ありがとうございました。

(午後 1 時 5 1 分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣繁 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員